

共同親権に係る学校行事参加等の 確認事項

令和8年4月から施行される民法改正により、離婚後も父母がともに親権を持つ「共同親権」が新たに導入されます。家族の形が多様化し、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中で、法制度もまた時代に合わせて見直されてきました。今回の改正は、子どもの最善の利益をより確実に守るため、父母双方がその責任を分かち合い、協力して子育てに関わることを促すものです。

学校は、子どもの生活の大部分を支える重要な場であり、保護者との連携は教育活動の基盤となります。共同親権の導入により、学校行事への参加、緊急時の連絡、各種同意手続きなど、これまで以上に丁寧な確認と情報共有が求められます。とりわけ、父母間の意思疎通が難しい場合や、学校側が判断に迷う場面も想定されるため、制度の理解と適切な対応が不可欠です。

本資料は、学校現場が安心して教育活動を進められるよう、共同親権に関する基本的な考え方や、行事参加や手続きにおける確認事項を整理したものです。子どもが安心して学び、成長できる環境を守るために、教職員一人ひとりが制度を正しく理解し、保護者と協力しながら、より良い連携体制を築いていくことを願っています。

令和8年4月1日

大東市教育委員会

別居親の学校行事参加について

別居している父母が学校行事に来られるかどうかについては、接近禁止命令が裁判所により認められている場合や、仮処分命令が出されている場合を除いては、単独親権か共同親権かに関わらず、学校が認める・認めないを決定するものではないため、当事者間で十分に相談していただく必要があります。

学校がもっとも大切にしなければならないことは、当該の児童生徒の前で父母間のトラブルが発生し、子どもの心が傷つくのを避けることです。子どもの気持ちを中心とした当事者間での話し合いが行われ、子どもたちが傷つき、悲しい思いをすることがないように、学校としても最善の対応をお願いいたします。

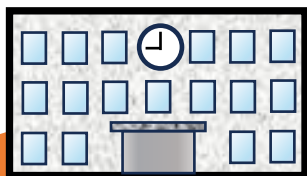
また、別居親の行事参加に関する個別の案件については、下のフローチャートに基づき、学校長と市教育委員会が連携し、状況を確認して総合的に判断します。

保護者・監護権者・同居父母等



- ◆別居親の行事参加を認めないよう学校へ依頼
- ◆別居親が行事に参加したいと学校へ依頼

学校



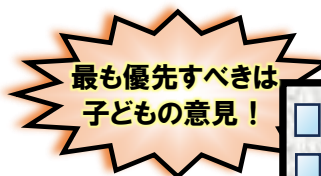
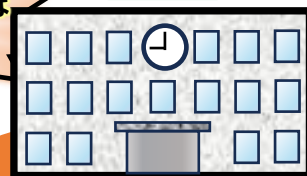
- ◆相談内容を報告
- ◆接近禁止命令等の有無を報告

保護者・監護権者・同居父母等



- ◆法的根拠に基づいた対応について説明
- ◆学校が対応可能な案を提示

学校



- ◆学校が対応可能な案を指導・助言

市教委

- ◆祖父母から参加したい旨の連絡があった場合、保護者との連携をお願いする。
- ◆案内については、登録されたメールアドレス等に知らせる。(電話問い合わせには、対応可能)
- ◆理解が得られない場合は、市教委から教育アドバイザー(警察OB)等を派遣し、対応する。
- ◆児童生徒の思いを丁寧に把握するために、スクールカウンセラー等の活用も検討する。

父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法について

— 法務省 Q&A 形式の解説資料より（一部抜粋） —

民法第 824 条の 2

1. 親権は、父母が共同して行う。ただし、次に掲げるときは、その一方が行う。
 - ◆その一方のみが親権者であるとき。
 - ◆他の一方が親権を行うことができないとき。
 - ◆子の利益のため急迫の事情があるとき。
2. 父母は、その双方が親権者であるときであっても、前項本文の規定にかかわらず、**監護及び教育に関する日常の行為**に係る親権の行使を単独ですることができる。（後略）

Q4-16

学校教育に関してはどのようなものが「監護及び教育に関する日常の行為」に該当し、どのようなものが該当しないか。

「監護及び教育に関する日常の行為」とは、日々の生活の中で生ずる身上監護に関する行為で、子に対して重大な影響を与えないものを指す。

【該当すると考えられるものの例】

- 就学時の健康診断の受診
- 学校給食に係る手続（給食費の納付、アレルギーに係る連絡等）
- 出欠の連絡、個々の教育活動（宿泊活動、水泳授業、その他の学校行事等）への参加の同意の意思表示
- 学校が行う教育相談への対応（家庭訪問、三者面談への出席等）、子の学校生活に関する照会

【該当しないと考えられるものの例】

- 入学、退学、転学、留学、休学等手続（願書の提出、初年度や毎年の授業料の納付、退学に関する申請等）
- 就学校変更の申立て、就学校に関する意見聴取への応答、区域外就学の手続
- 特別支援学校への就学に関する意見聴取への応答
- 就学義務の猶予・免除に関する申請
- 出席停止の命令に関する意見聴取への応答
- 長期間の交換留学制度、ホームステイ制度への参加

Q4-17

学校教育に関してはどのような場合が「子の利益のため急迫の事情があるとき」に該当するか。

例えば、以下のような手続の期限が間近に迫り、父母間の協議や家庭裁判所の手続を経ては、適時に親権を行使することができず、その結果として、子の利益を害するおそれがあるような場合は、「子の利益のため急迫の事情があるとき」に該当すると考えられる。ただし、具体的な場面における「子の利益のため急迫の事情があるとき」に当たるかどうかの判断においては、個別具体的な事情が考慮される必要がある。

- 入学手続（願書の提出、授業料の納付等）
- 特別支援学校への就学に関する意見聴取への応答
- 出席停止の命令に関する意見聴取への応答

Q4-18

学校教育における「監護及び教育に関する日常の行為」について、それぞれの親権者から矛盾する内容の意思を示された場合、学校はどのように対応すべきか。（例えば、修学旅行等の学校行事への参加に同居親が賛成して、別居親が反対しているという状況では、子は学校行事に参加することができないのか）

修学旅行を含めた子の学校行事への参加に関する判断は、通常は「日常の行為」に該当すると考えられるため、父母双方が親権者である場合であっても、同居親は、単独でその決定をすることができる。もっとも、親権者双方から矛盾した内容の意思が示された場合、親権者相互の人格尊重・協力義務の観点及び子の利益の観点から協議をすることが望ましいとされていることを踏まえ、学校は親権者に事実関係を確認し、親権者の協議の結果に基づいて対応することが望ましい。なお、最終的に親権者双方の協議を経ても考えが異なる場合には、学校は「日常の行為」に該当するものは同居親が単独でその決定をすることができるかとされていることを踏まえて対応する。

Q4-19

学校教育における「監護及び教育に関する日常の行為」に該当しない行為について、それぞれの親権者から矛盾する意思を示された場合には、学校はどのように対応すべきか。

父母が共同して親権を行使すべき事項について、学校において、父母の意見が異なっていることを認識している場合には、有効な親権行使がないものとして取り扱わざるを得ない。したがって、学校の対応としては、まずは特定事項に関する親権行使者の指定の審判等の方法を教示することなどが考えられる。

他方で、親権行使がされるべき期限が迫っている状況下において子の意思が父母の一方と一致している等の個々の事情を考慮して、父母の一方が即時に単独で親権行使をすることについて「子の利益のため急迫な事情がある」といえる場合には、当該親の親権行使を有効なものとする扱うことができる。

Q4-20

親権を持つ別居親から運動会や卒業式等の学校行事への参加の希望を受けた場合、学校はどのように対応すべきか。

運動会や卒業式等、学校が児童生徒の保護者に参加を呼びかけた学校行事について、親権者として事前に申し出ている者から参加希望があった際には、基本的に、学校はその親権者の参加を認めることができる。

一方、学校が同居親から事前に別居親の参加の制限に関する申し出を受けた場合であって、その内容がそれ以前に親権者から申し出られている協議結果と異なっている場合や、親権者間の協議結果が学校に対して申し出られていない場合には、学校は、親権者間で協議し、その結果を学校に報告することを求めることが考えられる。

また、学校には親権者間の協議の内容の是非を判断する権限が無いということを念頭に、別居親の学校行事への参加については、親権者が、事前に協議を行い、学校や教育委員会等に対してあらかじめ申し出ることが、学校における円滑な対応に資すると考えられる。

なお、運動会や卒業式等の学校が保護者に参加を求めているものに参加する行為は、通常は「監護及び教育に関する日常の行為」に該当すると考えられるため、父母双方が親権者である場合であっても、各親権者は単独で自己の参加に関する判断を行うことができる。ただし、父母が学校行事の現場で高葛藤状態にあり、その参加が学校行事の運営に混乱を来す可能性が高いといった理由がある場合などには、学校は、学校管理の観点から、行事参加を制限するといった対応をとることも考えられる。

Q4-31

父母双方が親権者であるかその一方が親権者であるかや、特定事項に係る親権行使者が定められているか及びそれが父母のいずれであるかは、公的な文書に記録されるのか。また、親権行使の受け手となる学校や病院等は、誰が親権者であるかをどのように把握すべきか。

父母の離婚後の子の親権者については子の戸籍に記録される（なお、住民基本台帳には記録されない）。他方で、特定事項に係る親権行使者が定められた場合でも、そのことは戸籍に記載されないが、家庭裁判所の調停・審判で定められた場合には、その調停調書・審判書にその内容が記載されることとなる。

親権行使の受け手側が子の親権者が誰であるかを判断する方法については、民法に特段の規定はなく、これまでの実務でも、個別具体的な事案に即して、父母の申告等に基づいて適切に判断されていた。改正法はこれまでの実務的な取扱いを変更することを求めるものではない。ただし、学校や教育委員会等は親権や監護権に関する情報を知り得る立場にないことから、親権者が学校等に対してこれらの事実関係等を申告することが望ましいと考えられる。

また、子が学校に在学している期間中に親権者の指定変更や、特定事項に係る親権行使者の定めがあった場合には、学校や教育委員会等がその事実を把握するために、親権者が学校等に対してその旨の申告等を行うことが望ましいと考えられる。

Q4-32

子の監護をすべき者や監護の分掌の定めの有無・内容は、公的な文書に記録されるのか。また、親権行使の受け手となる学校や病院等はその定めの有無・内容をどのように把握すべきか。

子の監護をすべき者や監護の分掌の定めの有無・内容は、戸籍には記録されない。父母間の協議による定めについては特に公的な文書は作成されない（公正証書を作成することは可能である）が、家庭裁判所の調停・審判によって子の監護をすべき者や監護の分掌の定めがされた場合には、その調停調書・審判所にその内容が記載されることとなる。

親権行使の受け手側が子の監護をすべき者や監護の分掌の定めの有無・内容を把握する方法については、民法に特段の規定はなく、個別具体的な事案に即して、父母の申告等に基づいて適切に判断する必要がある。この点について、改正法はこれまでの実務的な取扱いを変更することを求めるものではない。ただし、学校や教育委員会等は親権や監護権に関する情報を知り得る立場にないことから、親権者が学校等に対してこれらの事実関係等を申告することが望ましいと考えられる。

また、子が学校に在学している期間中に子の監護をすべき者や監護の分掌の定めがあった場合には、学校や教育委員会等がその事実を把握するために、親権者が学校等に対してその旨の申告等を行うことが望ましいと考えられる。

Q5-1

各種施設を親子交流の場としたい旨の希望があった場合には、当該施設の監視者はどのように対応すべきか。父母の協議において、親子交流の場所を当該施設と定めた場合には、当該施設の管理者は親子交流の実施場所を必ず提供する必要があるか。

父母間の協議当該施設の管理者を法的に拘束するものではないため、父母間の協議において親子交流の場所が定められた場合であっても、当該施設等を親子交流の場所として提供するかどうかは、当該施設等の管理者において、個別の事案ごとに施設管理等の観点から、適切に判断されるものである。

他方で、父母又はその代理人においては、各種施設において親子交流を円滑に行うために、あらかじめ当該施設の管理者へ父母間の協議の状況等を説明し、かつ施設の利用条件・開館日時等を確認し、その範囲内で利用することが適切である。

出展：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00377.html（法務省ホームページ）

学校がすべきことは？

- ◆息子は、別れた父と母の両方に運動会を見に来てほしい。でも、父と母はお互いに顔をあわせたくない。

→200m以上離れた、観覧席Aに母、観覧席Bに父に座ってもらうように提案する。時間差での来場についても可能かどうか、提案する。

- ◆娘への学校からの進路に関する大切なお知らせについて、同居してはいないが親権を有する母も知りたい。

→3つある学校連絡先メールの登録について、「父・祖父・叔母」から「母・父・祖父」に変更できることを伝える。改正民法第817条の12を根拠として、親権者間の連携をお願いする。

※令和8年4月施行の改正民法第817条の12【親の責務】

1. 父母は、子の心身の健全な発達を図るため、その子の人格を尊重するとともに、その子の年齢及び発達の程度に配慮してその子を養育しなければならず、かつ、その子が自己と同程度の生活を維持することができるよう扶養しなければならない
2. 父母は、婚姻関係の有無にかかわらず、子に関する権利の行使又は義務の履行に関し、その子の利益のため、互いに人格を尊重し協力しなければならない

- ◆「裁判所より新たに共同親権が認められたので、知っておいてほしい」と別居している父から学校に連絡が入った。

→同居している母に確認して緊急連絡カードを一時返却し、2つある保護者欄に追記修正して学校に再提出してもらう。その際、親権者間の協議内容を学校に伝えてもらい、対応を市教委と連携して検討する。

※大東市公立学校園災害対応マニュアル（令和7年3月改定）より

【緊急時連絡・児童生徒等引き渡しカード】<例>

大東市立〇〇（幼）小・中学校（園）					〇年 〇組 〇番
	<small>児童生徒等</small> 名前	性別	生年月日	平成〇年〇月〇日生	
保	名前				
	現住所			電話	— —
護 者	緊急時 連絡先	名前	続柄	連絡先	備考
		①		— —	<例>母の携帯番号を記入
		②		— —	<例>父の携帯番号を記入
		③		— —	<例>祖母の自宅番号を記入